

平成30年度第1回大和市国民健康保険運営協議会議事録

日時：平成30年7月26日（木）
18時30分～19時30分

場所：大和市役所 本庁5階
全員協議会室

出席者：吉澤弘会長、宮応扶美子委員、目黒裕委員、菊地慶子委員、
高野恵雄委員、横田隆夫委員、金子哲也委員、櫻井吉孝委員、
保田弟治委員、平本美恵子委員（10人）

事務局：井東市民経済部長、堤保険年金課長、
上田係長、木戸係長、武川係長、荒瀬主査、大津主査、花輪主事、
坂口主事

傍聴者：なし

事務局	<p>1 開会 開会宣言（出席委員が10名で会議成立）</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 あいさつ 会長 市民経済部長</p> <p>4 議題 （1）平成30年度大和市国民健康保険事業特別会計当初予算について（報告） （2）その他</p>
会長	<p>平成30年度大和市国民健康保険事業特別会計予算についてお願いします。</p> <p>○平成30年度大和市国民健康保険事業特別会計予算について（報告） 資料1、資料「国保特会の資金の流れ」について説明</p> <p>質疑応答</p>
委員	<p>大和市の収納率は、県内ではどのようになっているのか。</p>
事務局	<p>平成28年度においての県内の順位は、現年度と滞納繰越分を合わせて、33市町村中28位。平成26年度は30位、平成27年度は29位と推移している。</p>
委員	<p>国民健康保険の被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行で減ってい</p>

	るのか。
事務局	平成 29 年度決算見込みでは、3893 人減る見込みであり、その内、後期高齢医療制度への移行は 2000 人弱程度。また、平成 28 年度より社会保険適用緩和により、社会保険へ移行する方の増加で減少傾向にある。
委員	収納率について。県下において順位が低いように思われるが、最も良い市町村はどこか。また、どのようにしているのか。
事務局	平成 28 年度末においては川崎市。政令市になるので、詳しい内容はわかりかねる。現年の川崎市の収納率は 94.12%。
事務局	補足説明をさせていただく。川崎市では「国民健康保険料」であり、大和市は「国民健康保険税」。課税権が「料」は 2 年、「税」は 3 年。また、大和市は転出入が多い。このような地域性により、収納率が低い傾向にある。
委員	「料」と「税」の違いについて。「料」は 2 年経つとどうなるのか。
事務局	「料」は 2 年が時効となる。
委員	大和市は「税」だが、「料」にするという方向性はないのか。
事務局	平成 30 年度から都道府県単位化となり、「料」、「税」の統一化も議論のひとつとなっている。県、市町村とで議論し検討していく方向。具体的にいつから変わるのかは決まっていない。
委員	県内において「料」と「税」の割合はどうなっているのか。
事務局	33 市町村中、14 市町村が「料」、19 市町村が「税」となっている。
委員	その他一般会計繰入金が平成 29 年度と平成 30 年度で変わっている。国としては、一般会計繰入金、つまり赤字補填は認めないという方針だったと思うが、そのようにすると大変な事態となってしまう。そのため、認める方向性となったと思うが、大和市は 3.6%に減額となっている。これはどういう意味か。
事務局	一般会計繰入金が平成 29 年度 12.38 億円から、平成 30 年度は 8.35 億円となっている。予算の科目が大きく変わったということもあるが、県に支払う納付金が 68.2 億円となった。平成 29 年度の試算では 70 億超だったが、実際は少なかったため、その他一般会計繰入金を少なくすることができた。

委員	赤字補填を少なくし、国保税を値上げしたということであれば問題かと思うが、大和市は現状維持なので、聞き置くこととする。 制度が変わり、調整した結果、全体で約8億円になったという理解でよいか。
事務局	はい。
委員	ジェネリックの利用率が高くなっていることについて。多くのメーカーが赤字で新薬開発ができないと聞く。
委員	薬局ではジェネリックを勧めている。国のスタンスなので従わざるをえない。
委員	滞納額と件数を教えてほしい。滞納額が多くなると短期証、さらには資格証になるが、これは国民皆保険制度を根本から崩すものではないかと危惧している。また、短期証、資格証の件数を教えてほしい。
事務局	平成30年度予算においては、滞納分は4億円となっている。
事務局	短期証、資格証の世帯数について。平成30年6月末において、短期証は2380世帯。資格証は113世帯となっている。
委員	資格証世帯でも、子どもの分の保険証は出しているということだが、子どもの保険証の発行件数はどれくらいか。
事務局	子どもの人数を把握しておらず、わかりかねる。
委員	後で教えてほしい。
委員	歳入の部分の国民健康保険税が2割というのは、国保の人は、医療費の2割しか負担していないということか。
事務局	保険給付費は156億円かかり、税金としては49億円をいただく。3～4割弱というところ。
事務局	補足説明。2割というのは予算の中での割合。また、県支出金は国が各保険から集めたものを、県、さらに市町村に再分配したものであり、各保険同士つながっている部分がある。何割負担をしているかは、複雑なところである。
会長	その他の議題について

事務局	<p>○資料の説明 平成 30 年 8 月以降の高齢証、限度額適用認定証、高額療養費制度の変更点について。</p> <p>質疑応答</p>
委員	<p>所得が多い人とは、どのような人のことか。</p>
事務局	<p>○リーフレット「いきいき国保」(16 頁)に沿って高額療養費制度の説明</p>
会長	<p>不明点などあれば、窓口も積極的に活用してほしい。</p>
事務局	<p>平成 30 年度から制度も複雑となった。わからないことがあれば、相談してほしい。</p> <p>任期について、今年の 12 月末日となっている。平成 31 年 1 月から平成 32 年 12 月の任期については改めて、所属されている団体に推薦を依頼する。</p> <p>税率の変更があれば、また協議会を開催するが、現時点では変更を予定していない。国の動向を見ながら、また協力をお願いすることもある。</p>
会長	<p>本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>